

神戸市療育ネットワーク会議について

1. 趣旨

障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられるとともに、障害の有無に関わらずあらゆる子どもが共にすこやかに成長できる環境づくりを推進するため、障害児支援に関する全市的な課題を共有し、必要な支援策について協議と施策の推進を行う場として、平成 29 年度より「神戸市療育ネットワーク会議」を開催。

2. 会議の運営方法

- (1) 障害児支援に関し検討が必要な課題（テーマ）に応じて、関係者が集まって情報共有や協議を行うとともに、検討した施策の実施主体として、メンバーが相互に連携し、それぞれの役割に応じた支援を推進していく。
- (2) 会議の実施目的・形態に応じて「施策検討会議」と「事業者連絡会」を開催。

① 施策検討会議

検討テーマに関わる学識経験者や民間事業者、市民代表等を委員として委嘱し、課題の共有や施策の検討を行う（有識者会議）。

② 事業者連絡会

障害児の支援サービス等を提供する事業者同士が集まり、支援に関する情報交換や連携事業の実施（研修等）について検討する。

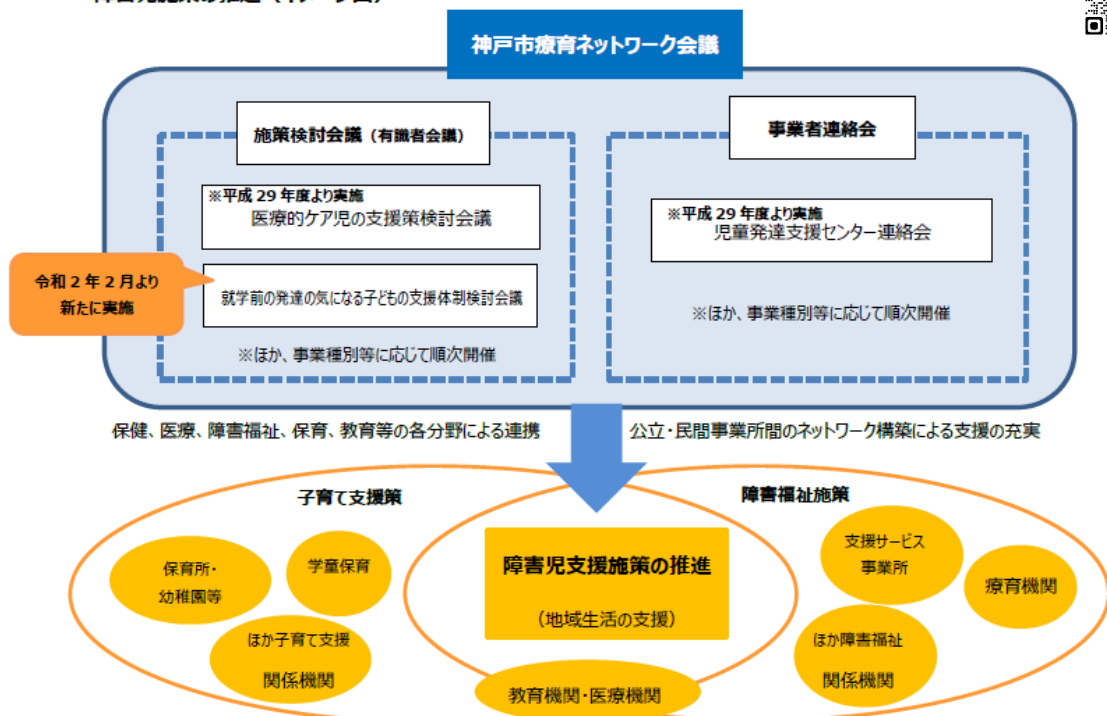
◆療育ネットワーク会議の内容はホームページにて公開（下記 URL）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/shise/committee/kodomokatekyoku/ryouiku-network.html>

ホーム > 市政情報 > 審議会・委員会 > こども家庭局 > 神戸市療育ネットワーク会議



障害児施策の推進（イメージ図）



3. 就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議

(1) 趣旨

本市では、就学前における障害児等の支援については、各区役所、こども家庭センター、療育センター、保育所・幼稚園等の他、通級指導教室、民間の児童発達支援事業所などが連携して重層的に実施している。

一方で、関係機関のそれぞれの役割分担や、障害の早期発見から支援までの流れが、市民及び支援者にとってわかりにくくなっていること等が課題となっている。

就学前の発達の気になる子ども(*)の支援にかかる現状の課題の整理やニーズの把握を行うとともに、関係機関及び行政担当者等による意見交換や情報共有を通じて、より良い支援体制について検討し、支援の充実を図る。

*「発達の気になる子ども」の考え方

日常生活や集団での活動において個別の発達支援を必要とする子ども（医師の診断の有無や障害者手帳の交付の有無を問わない）とする。

(2) 実施状況

第1回：令和2年 2月13日 第2回：令和2年 7月28日
第3回：令和2年12月17日 第4回：令和3年 3月25日
第5回：令和3年 7月29日 第6回：令和3年12月16日

(3) 今年度の検討課題

① 神戸市の発達の気になる子どもの相談支援体制について

【神戸市ホームページ】 子どもの発達に関する相談

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/consult/hattatusodan.html>



ホーム > 子育て・教育 > 相談・窓口・施設 > 児童に関する相談 > 子どもの発達に関する相談

② 就学時のつなぎ・情報連携について

- ・就学予定児を対象にした特別支援教育に関する就学相談について、就学説明会及び個別就学相談（希望者）を教育委員会で実施。
 - ・R3年度 療育センターでの試行実施
 - ・R4年度からの実施に向けて
- ・就学先への情報共有（ネットワークプラン）

③ サポートブックについて

- ・サポートブックの改訂とその活用方法

4. 医療的ケア児の支援施策検討会議

(1) 趣旨

「医療的ケア児」に関わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関及び行政担当者が、支援の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることにより支援体制の充実を図るため、「神戸市療育ネットワーク会議」開催要綱にもとづく施策検討会議として、「医療的ケア児の支援施策検討会議」を開催する。

(参考) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 第2条

- ①この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他の医療行為をいう。
- ②この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう）に在籍するものをいう）。

(参考) 児童福祉法第56条の6第2項

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(2) 実施状況

第1回：平成29年8月9日	第2回：平成30年2月1日
第3回：平成30年11月22日	第4回：平成31年3月7日
第5回：令和2年2月6日	第6回：令和2年11月26日
第7回：令和3年11月4日	

(3) 今年度の検討課題

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が、令和3年6月18日に公布、令和3年9月18日に施行され、基本理念、国や地方自治体の責務、保育及び教育の拡充にかかる施策、医療的ケア児支援センターの指定等について明記された。

- ① 神戸市における医療的ケア児の現状の把握
 - 教育・保育施設、学校、障害児通所支援事業所での受け入れ状況等
- ② 医療的ケア児コーディネーターについて（案）
 - 「兵庫県医療的ケア児等コーディネーター養成研修」を修了したコーディネーターを活用し、医療的ケア児支援や事業所間のネットワークづくりを行っていく。
- ③ 医療的ケア児支援センターは、都道府県が指定・設置。